

◇確定申告が不要の給与所得者・年金所得者の方へ◇

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

寄附金控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要ですが、下記の条件を満たす方は、寄付先の市町村に申請書を提出することで確定申告不要で控除を受けられます（ふるさと納税ワンストップ特例制度）。

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を希望される方は、別紙申請書に記入のうえ、本人確認書類・マイナンバー確認書類（記載例中の注記参照）を添付し、

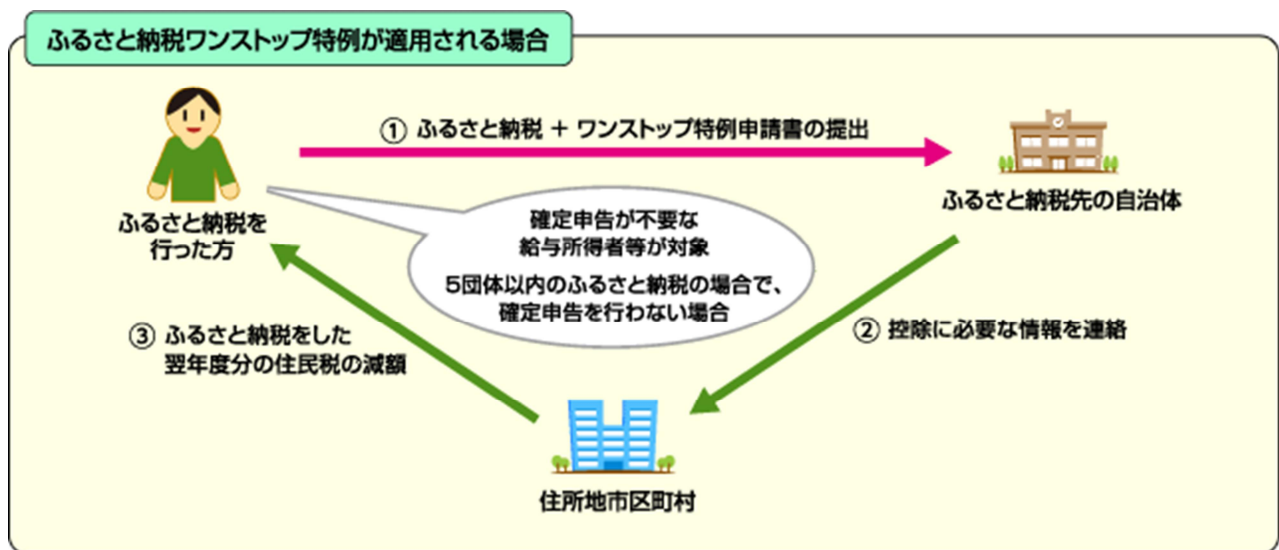
ふるさと納税で寄附をした翌年1月10日（必着）までに下記住所へご返送ください。

※締切日を過ぎると、ご自身で確定申告をしていただく必要があります。

【ワンストップ特例制度を利用できる方】

次の条件をすべて満たす方に限られます。

- (1) ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で確定申告を行う必要のない方。
- (2) その年にふるさと納税をされる市町村の数が5以下であると見込まれる方。



(出展:総務省ふるさと納税ポータルサイト)

【ワンストップ特例制度の申請方法】

別紙申請書に必要事項を記入のうえ下記住所へご返送ください（裏面記載例参照）。

（切手を貼付願います） ※特例制度の適用を希望されない方は返送不要です。

（注）転居による住所変更など、提出済の申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年1月10日までに、変更届出書を提出する必要があります。

（注）5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告を行う方も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告書への記載が必要となります。

（注）ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます）。

【ワンストップ申請書に関する問い合わせ先】

〒666-8501

兵庫県川西市中央町12-1 政策創造課

TEL 072-740-1121 FAX 072-740-1315

MAIL kawa0176@city.kawanishi.lg.jp